

第百十九号議案

仙台市客引き行為等の禁止に関する条例

仙台市客引き行為等の禁止に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民等が安全かつ快適に公共の場所を通行し、又は利用することのできる環境を確保し、もって魅力と活力のある安全で快適な街の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 客引き行為等 道路その他公共の場所において行われる次に掲げる行為をいう。
 - イ 客引き行為(相手方を特定して、客となるように誘う行為をいう。ロ及び第七条において同じ。)
 - ロ 客待ち行為(客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいう。)
 - ハ 勧誘行為(相手方を特定して、役務に従事するように勧誘する行為をいう。ニにおいて同じ。)
 - ニ 勧誘待ち行為(勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいう。)
 - 二 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
 - 三 事業者等 事業(その準備行為を含む。)を行う者又はその従業者をいう。
 - 四 町内会等 町内会その他の地縁による団体(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二十六条の二第一項に規定する地縁による団体をいう。)及び商店街振興組合をいう。

(市の責務)

第三条 市は、第一条の目的を達成するため、客引き行為等の禁止に関し必要な施策を推進するものとする。

2 市は、前項の施策の推進に当たっては、町内会等及び警察署その他の関係機関と連携を図るとともに、必要な協議を行い、又は協力を求めるものとする。

(市民等及び事業者等の責務)

第四条 市民等及び事業者等は、前条第一項の施策に協力するよう努めなければならない。

(客引き行為等禁止区域の指定)

第五条 市長は、市民等が安全かつ快適に公共の場所を通行し、又は利用することのできる環境を確保するため特に必要があると認める区域を、客引き行為等禁止区域(以下「禁止区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、仙台市安全安心街づくり条例(平成十八年仙台市条例第三号)第九条第一項の仙台市安全安心街づくり推進会議の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第一項の規定により禁止区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

4 市長は、必要があると認めるときは、第一項の規定による禁止区域の指定を変更し、又は解除する

ことができる。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による禁止区域の指定の変更及び解除について準用する。
(禁止区域における客引き行為等の禁止)

第六条 何人も、禁止区域において客引き行為等をし、又はさせてはならない。

(禁止区域における客引き行為を用いた営業の禁止)

第七条 事業者等は、禁止区域で客引き行為をした者又は当該客引き行為に関係のある者から紹介を受けて、当該客引き行為を受けた者を客として当該事業者等の店舗に立ち入らせてはならない。

(禁止区域における事業者等の責務)

第八条 事業者等は、禁止区域において、屋外で従業者その他の者に事業に関する宣伝をさせるときは、その者に対し、客引き行為等の禁止に関する指導を行わなければならない。

(禁止区域における市及び町内会等の協力)

第九条 市及び町内会等(禁止区域をその区域又は地区に含むものに限る。)は、禁止区域における客引き行為等をさせないための取組を協力して行うものとする。

(勧告)

第十条 市長は、第六条又は第七条の規定に違反する行為(第十八条を除き、以下「違反行為」という。)をした者に対し、当該違反行為をしてはならない旨を勧告することができる。

(命令)

第十一条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に係る違反行為をしてはならない旨を命ずることができる。

(報告の徴収等)

第十二条 市長は、前二条の規定の施行に必要な限度において、違反行為をした者に対し、必要な報告をさせることができる。

2 市長は、前二条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、事業者等の事務所、店舗その他事業に係るのある場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

3 前項の規定により立ち入り及び調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による立ち入り及び調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第十三条 市長は、第十一条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

一 当該命令を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 公表の原因となる事実

三 その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第二項の規定に

よる調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者について、次に掲げる事項を公表することができる。

- 一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 公表の原因となる事実
- 三 その他市長が必要と認める事項

3 市長は、第一項又は前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表の対象となる者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

（土地等の所有者等への通知）

第十四条 市長は、前条第一項又は第二項の規定による公表をしたときは、当該公表がされた者の業務の用に供されている土地又は建物の所有者若しくはこれらを貸し付けている者又はこれらの管理者に対し、当該公表の内容を通知することができる。

（情報提供）

第十五条 市長は、第十条及び第十一条の規定の施行に必要な限度において、関係警察署長その他関係機関の長又は関係団体の代表者に対し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

2 市長は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係警察署長その他関係機関の長に対し、違反行為に関する情報その他の客引き行為等に関する情報の提供を行うことができる。

（委任）

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（罰則）

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第十一条の規定による命令に違反した者
- 二 第十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第二項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

（両罰規定）

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六条から第十五条まで、第十七条及び第十八条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

理 由

魅力と活力のある安全で快適な街の実現に資するため、客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二百二十号議案

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

第一条 特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例（昭和三十一年仙台市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項及び第九条第三項中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十七・五」に改める。

第二条 特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「以下この条」を「次項」に改め、同条第二項中「六月一日を基準日として支給する場合には百分の百五十七・五、十二月一日を基準日として支給する場合には百分の百七十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第九条第二項中「十二月一日」の下に「（次項においてこれらの日を「基準日」という。）」を加え、同条第三項中「六月一日を基準日として支給する場合には百分の百五十七・五、十二月一日を基準日として支給する場合には百分の百七十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から起算して十五日を超えない範囲内において市長が定める日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第六条第二項及び第九条第三項の規定は、平成三十一年十二月一日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

理由

国及び他の地方公共団体の特別職の職員並びに本市の一般職の職員の給与の改定措置等を考慮し、議員及び常勤の監査委員等の期末手当の支給割合を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二百一十一号議案

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 市長等の給与に関する条例（昭和三十一年仙台市条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十七・五」に改める。

第二条 市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「、六月一日を基準日として支給する場合には百分の百五十七・五、十二月一日を基準日として支給する場合には百分の百七十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から起算して十五日を超えない範囲内において市長が定める日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の市長等の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第四条第三項の規定は、平成三十年十二月一日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の市長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

理 由

国及び他の地方公共団体の特別職の職員並びに本市の一般職の職員の給与の改定措置等を考慮し、市長等の期末手当の支給割合を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二百二十二号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年仙台市条例第六十五号)の一部を次のように改正する。
第二十条第二項第一号中「百分の九十」を「百分の九十五」に、「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の四十七・五」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十九条の五第二項中「六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百三十七・五」を「百分の百三十」に、「六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百十七・五」を「百分の百十」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」とする。

第十九条の五第五項中「行政職給料表」の下に「又は消防職給料表」を、「あるもの」の下に「(人事委員会規則で定める職員を除く。)」を加え、「同表」を「これらの表」に改める。

第二十条第二項第一号中「百分の九十五」を「当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)」において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十二・五」に、「百分の百十五」を「百分の百十二・五」に改め、同項第二号中「百分の四十七・五」を「百分の四十五」に、「百分の五十七・五」を「百分の五十五」に改め、同条第三項中「(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)」及び「及び扶養手当」を削り、「並びにこれら」を「及びこれ」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第三条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十九年仙台市条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「八千五百円」(「の下に「職員に配偶者がいる場合にあってはそのうち一人については九千三百円」を加え、「そのうち一人については一万千円」を「そのうち一人については一万千円」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から起算して十五日を超えない範囲内において市長が定める日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 第三条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（次項において「平成二十九年改正条例」という。）の規定は平成三十年四月一日から、第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は同年十二月一日から適用する。（給与の内払）

3 平成二十九年改正条例の規定又は改正後の条例の規定を適用する場合には、第三条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定及び第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、平成二十九年改正条例の規定又は改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

理 由

人事委員会の市議会及び市長に対する職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与の改定措置等を考慮し職員の扶養手当の額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定する等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二百二十三号議案

仙台市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

仙台市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

仙台市個人番号の利用に関する条例（平成二十七年仙台市条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二十四の項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」の下に「、児童福祉法による障害児通所支援若しくは障害児入所支援に関する情報、障害者自立支援給付関係情報」を加え、同表の二十一の項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」を「障害者自立支援給付関係情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

介護給付等の支給に関する事務に係る個人番号の部内利用について定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百二十四号議案

仙台市議会議員及び仙台市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

仙台市議会議員及び仙台市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

仙台市議会議員及び仙台市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの公営に関する条例（平成六年仙台市条例第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

仙台市議会議員及び仙台市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

「第二章 選挙運動用自動車の使用の公営（第二条―第六条）

目次中 第三章 選挙運動用ポスターの作成の公営（第七条―第十条）を

第四章 補則（第十一条）

「第二章 選挙運動用自動車の使用の公費負担（第二条―第六条）

第三章 選挙運動用ビラの作成の公費負担（第七条―第十条）

第四章 選挙運動用ポスターの作成の公費負担（第十一条―第十四条）

第五章 補則（第十五条）

第一条中「第四百四十一条第八項」の下に、「第四百四十二条第十一項」を、「使用」の下に「法第四百四十二条第一項第五号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成」を加え、「公営」を「公費負担」に改める。

第二章の章名及び第二条の見出し中「公営」を「公費負担」に改める。

第十一条を第十五条とし、第四章を第五章とする。

第三章の章名中「公営」を「公費負担」に改める。

第十条中「第七条」を「第十一条」に改め、第三章中同条を第十四条とする。

第九条中「第七条後段」を「第十一条後段」に改め、同条第一号中「二円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする」を「当該金額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げた金額」に改め、同条を第十三条とする。

第八条を第十二条とする。

第七条の見出し中「公営」を「公費負担」に改め、同条中「第十条」を「第十四条」に改め、同条を第十一条とする。

第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。

第三章 選挙運動用ビラの作成の公費負担

（選挙運動用ビラの作成の公費負担）

第七条 候補者は、第十条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。こ

の場合においては、第二条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第八条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者(以下「ビラ作成業者」という。)との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならぬ。

(公費の支払)

第九条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの一枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第四百十二条第一項第五号に定める枚数(選挙の一部無効による再選挙にあつては、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号。以下「令」という。)第三百二十二条の六第一項の表に定める枚数)の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第七条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

一 当該選挙運動用ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 七円五十一銭
二 当該選挙運動用ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 三十七万五千五百円と五円二銭にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額(当該金額に一銭未満の端数があるときは、これを一銭に切り上げた金額)

(公費負担の限度額)

第十条 第七条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者一人について、七円五十一銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第四百十二条第一項第五号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数(選挙の一部無効による再選挙にあつては、令第三百三十二条の六第一項の表に定める枚数を超える場合には、同表に定める枚数)を乗じて得た金額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年三月一日から施行する。

(仙台市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の廃止)

2 仙台市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成十九年仙台市条例第五十号)は、廃止する。

(経過措置)

3 改正後の仙台市議会議員及び仙台市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

理 由

公職選挙法の改正を考慮し市議会議員の選挙における候補者の選挙運動用ビラの作成に係る費用の公費負担に関し必要な事項を定めるとともに、条例の題名を仙台市議会議員及び仙台市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に改める等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 125 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 (旧) 西田中工場解体工事
- 2 工事施行場所 仙台市泉区西田中字杭城山55番 2
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 544,536,000円
- 5 契約の相手方 東京都港区元赤坂一丁目 3 番 1 号
鹿島建設株式会社

第 126 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市立大野田小学校校舎増築及び給食棟増改築その他工事
- 2 工事施行場所 仙台市太白区大野田五丁目27番 1, 27番 2
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 603,720,000円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区立町27番21号
橋本店・鷹觜建設共同企業体
構成員 仙台市青葉区立町27番21号
株式会社橋本店
構成員 仙台市宮城野区原町四丁目 6 番 2 号
鷹觜建設株式会社

第 127 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 荒浜地区避難の丘整備工事
- 2 工事施行場所 仙台市若林区荒浜新一丁目地内
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 680,400,000円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区八幡六丁目 9 番 1 号
奥田建設・赤坂建設共同企業体
構成員 仙台市青葉区八幡六丁目 9 番 1 号
奥田建設株式会社
構成員 仙台市泉区上谷刈字赤坂 9 番地の 2
赤坂建設株式会社

第 128 号議案

工事請負契約の締結に関する件の一部変更に関する件

平成28年12月20日付けで議決を得た仙台市東部復興道路整備事業（主）塩釜亘理線道路改築工事（藤塚工区・その1）に係る工事請負契約の締結に関する件の一部を次のとおり変更することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議決を求める。

原契約金額	金 1,565,488,080円
変更契約金額	金 1,761,569,640円
増加金額	金 196,081,560円

第 129 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき，地方自治法第244条の2第6項の規定により，議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
仙台市台原老人福祉センター	仙台市青葉区五橋二丁目12番2号 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会	平成31年4月1日から 平成34年3月31日まで
仙台市台原デイサービスセンター		

第 130 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
仙台市子育てふれあい プラザ長町南	東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 特定非営利活動法人ワーカーズコープ	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

第 131 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
仙台市南吉成児童館	仙台市青葉区大町二丁目12番1号 公益財団法人仙台ひと・まち交流財団	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

第 132 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
仙台市八木山動物公園 駅駐車場	仙台市青葉区本町一丁目2番20号 日本管財グループ	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

第 133 号議案

当せん金付証券の発売限度額に関する件

本市が平成31年度において発売することができる当せん金付証券の限度額を80億円とすることにつき、当せん金付証券法第4条第1項の規定により、議決を求める。

第 134 号議案

市道路線の認定及び廃止に関する件

市道の路線を次のとおり認定し、及び廃止することにつき、道路法第 8 条第 2 項（同法第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、議決を求める。

1 認定するもの

路 線 名	起 終 点
堤 町 三 丁 目 10 号 線	仙台市青葉区堤町三丁目405番36 同 堤町二丁目201番24
郷 六 宮 線	仙台市青葉区郷六字宮19番13 同 11番 3
鈎 取 本 町 二 丁 目 9 号 線	仙台市太白区鈎取本町二丁目213番 3 同 31番 8
南 光 台 東 84 号 線	仙台市泉区南光台東三丁目51番98 同 51番83
天 神 沢 11 号 線	仙台市泉区天神沢一丁目 9 番277 同 9 番297
南 光 台 120 号 線	仙台市泉区南光台七丁目 5 番 8 同 5 番189
南 光 台 121 号 線	仙台市泉区南光台七丁目34番14 同 5 番66
南 光 台 149 号 線	仙台市泉区南光台六丁目 3 番28 同 3 番11
南 光 台 188 号 線	仙台市泉区南光台七丁目 4 番28 同 4 番79

2 廃止するもの

路 線 名	起 終 点
南 光 台 120 号 線	仙台市泉区南光台七丁目 5 番 2 同 4 番79
南 光 台 121 号 線	仙台市泉区南光台七丁目34番35 同 5 番66
南 光 台 122 号 線	仙台市泉区南光台七丁目10番924 同 南光台六丁目 8 番16
南 光 台 123 号 線	仙台市泉区南光台六丁目68番500 同 149番444
南 光 台 149 号 線	仙台市泉区南光台六丁目149番631 同 3 番 2

第 135 号議案

仙台市人事委員会の委員の選任に関する件

別紙の者を仙台市人事委員会の委員に選任することにつき、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、同意を求める。

※上記別紙の者は、内田正之

第 136 号議案

仙台市監査委員の選任に関する件

仙台市監査委員須藤裕州は平成31年2月18日に任期を満了するので、別紙の者を後任の委員に選任することにつき、地方自治法第196条第1項の規定により、同意を求める。

※上記別紙の者は、須藤裕州